【規程番号　行法Ⅲ－005】

行吉学園助教規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園が設置する神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「大学」という。）における助教に関する事項について定める。

（助教の業務）

第２条　この規程にいう助教は学科に所属し、主として教育業務及び研究業務に従事する。

（助教の勤務）

第３条　助教の勤務は所属する大学の就業規則等に従うものとする。

（助教の任期）

第４条　助教の任期は、行吉学園神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教員の任期に関する規程の定めるところによる。

（給与等）

第５条　学園の給与規程による。

２　日本私立学校振興・共済事業団及び雇用保険の加入者となる。

（勤務の条件）

第６条　助教の勤務の条件は以下の各号による。

（1）研究日を１日与える。

（2）別に定める個人研究費及び研究旅費を支給する。

（定めのない事項の取扱）

第７条　この規程に定めのない事項については、学園及び所属する大学の諸規程並びに関係法令による。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、予め学長の意見を聴き、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。